

令和6年度 守谷市特定教育・保育施設等指導監査実施計画

1. 基本方針

子ども・子育て支援法及び関係法令等に基づき、特定教育・保育施設等の確認基準、特定教育・保育等の提供、施設・事業所の運営に関する基準及び施設型給付費等の請求等に関する事項について、周知徹底及び過誤・不正の防止を図るための指導等を実施することにより、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

2. 対象施設・事業者

全ての特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等から、次のとおり選定する。

種 類		対 象
指導	集団指導	守谷市内の全ての特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等
	実地指導	【特定教育・保育施設】 市が選定する施設
		【特定地域型保育事業者】 全ての事業者
		【特定子ども・子育て支援施設等】 市が選定する施設
監査		必要と認める特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等に対し、適宜実施する。

3. 指導及び監査の方法等

(1) 集団指導

年度内に実施する施設長会議の中で実施する。

前年度における指導監査の結果概要、今年度の実地検査の重点項目、年間スケジュール、指導監査の結果の公表等を周知する。

(2) 実地指導

①方法

実地指導は、対象となる施設・事業所において、設置者・事業者及び施

設長と面談し、関係書類等を確認する方法により行う。

特定教育・保育施設については、極力、茨城県が実施する施設監査に合わせて合同で実施する。

特定地域型保育事業者については、児童福祉法第34条の17に基づく指導監査と一体的に実施する。

特定子ども・子育て支援施設等については、できる限り、茨城県が実施する実地指導、市が実施する立ち入り調査等に合わせて合同で実施する。

また、特定教育・保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等の実地指導は、全ての特定教育・保育施設等を対象に、原則として2年に1回以上実施することとし、特定教育・保育施設等の種類、運営主体及び過去の指導内容等を考慮し、対象を選定する。

②時期

7月から翌年2月の間に実施する。

令和6年度実施予定施設数（令和6年4月1日現在）

対象	対象数	計画数	令和6年度実施予定施設
保育所 (一時預かり含む)	19	13	土塔中央保育所、北園保育所、わかばのもり保育園、つくば国際百合ヶ丘保育園、つくば国際松並保育園、もりり保育園、アイグラン保育園百合ヶ丘、アイグラン保育園守谷駅前、もりや白帆保育園、わかばのもりキラリ保育園、東進ワールドキッズ守谷、守谷どろんこ保育園、そらまい守谷保育園
認定こども園 (一時預かり・預かり保育含む)	2	1	認定こども園もりや幼保園
新制度移行幼稚園 (預かり保育含む)	2	1	守谷二三ヶ丘幼稚園
新制度未移行幼稚園 (預かり保育含む)	2	0	
地域型保育事業	6	6	まつやま松並保育園、山ユリの丘小規模保育園、アネシスナーシング保育園 ひとみ保育園（書面検査）、かしわノ木守谷駅前保育園（書面検査）、松島保育ルーム・くろ

			ーバー（書面検査）
認可外保育施設	1 2	1 2	キッズサポート保育園守谷園、光保育園、つくし保育園、しらゆり保育園、古河ヤクルト販売（株）守谷センター託児室、World Academy Nursery school、花きりん Kids、守谷松並青葉のぞみ保育園、キッズライン（井上）、キッズライン（小牧）、キッズライン（植木）、キズナシッター（渡邊）
病児保育事業	1	0	
子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター）	1	0	

※表に記載のない施設は、令和7年度に実施する予定です。

③その他

感染症の拡大状況によっては、感染拡大防止の観点から、関係者との面談は行わず書面検査により実施する場合がある。

（3）監査

次の事実を確認した場合、実地指導から移行して監査を実施する。

- ・著しい基準違反があり、子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある。
- ・施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる。

4. 実地指導の重点項目

次の内容について今年度の重点指導項目とする。

※昨年度、実地指導を実施した施設は、（5）～（7）のみ聞き取り。

（1）安全の確保等に関する計画の確認

幼稚園や認定こども園は学校保健安全法の準用により安全計画の策定が義務付けられており、また、令和5年4月1日から保育所等が義務化されたことを受け、安全計画の策定状況を確認するとともに、その内容に不備がないかを確認する。

(2) 不適切保育の未然防止及び発生時の対応

児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか、児童の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して運営を行っているかを確認する。また、不適切保育の未然防止及び発生時の対応について適切な体制が確立されているかを確認する。

(3) 観察記録の徹底及び睡眠時の見守り体制の確認

子どもの健康状態や発達状態、登園時や保育中、特に睡眠中の子どもの状態についてきめ細やかに観察し記録する県作成の参考様式などを用いて把握できているかを確認する。

(4) 遊具の安全点検

遊具を備えている場合、定期的に遊具の安全点検を実施しているかを確認する。

(5) 重要事項の掲示

重要事項が書面掲示に加えて、インターネットで閲覧できる状態になっているかを確認する。

(6) 職員の配置基準

保育従事者の配置基準（最低基準）の見直しに伴い、見直し後の配置基準に基づき保育従事者が配置されているか確認する。

(7) 事故発生時の対応

保育時間中に事故が発生した際の対応や報告体制、再発防止策の検討状況を確認する。中でも食事中の事故防止に関する取組について確認する

5. 業務管理体制の検査

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者においては、実地指導中に子ども・子育て支援法第55条第2項による届出のあった事項及びその運用状況について検査を行う。

6. 結果の公表

当該年度の指導及び監査の結果については、翌年度8月頃までに、施設ごとに指摘事項の有無や改善報告の有無を市ホームページに掲載する。

【公表イメージ】

施設名	実地指導を行った日	文書指摘事項の有無	改善報告の有無
〇〇保育園	〇〇年〇月〇日	有	有
△△保育園	△△年△月△日	無	-
認定こども園□□	□□年□月□日	無	-